

生活習慣病の早期発見  
のため特定健康診査を  
受けましょう



平成30年5月25日 第144号  
一 発 行 一  
五 所 川 原 市  
民生部国保年金課  
〒037-8686  
五所川原市宇布屋町41番地1  
TEL.35-2111(番代) 内線2348-2352

国民健康保険税は  
納期内に  
納めましょう

## 平成30年度国民健康保険税について(お知らせ)

国民健康保険税は、医療費や出産育児一時金、葬祭費、高額療養費などの支払に充てられ、国民健康保険事業における重要な財源となっています。国保税を納めることは、健康な毎日を支えるための投資です。国保税の納付について理解し、きちんと納期内に納めるよう心がけましょう。

### 国民健康保険税の税率等について

#### ■平成30年度の税率(昨年度と同じです)

課税区分	(イ)医療分	(ロ)介護分	(ハ)支援分
①所得割額→課税標準額×税率	7.27%	2.02%	2.21%
②資産割額→固定資産税額×税率	37.76%	12.63%	12.25%
③均等割額→加入者1人あたりの金額	25,210円	9,400円	7,400円
④平等割額→1世帯あたりの金額	21,500円	5,500円	6,400円
課税限度額	580,000円	160,000円	190,000円

※課税標準額(国保加入者ごとに計算) = 前年の総所得金額等 - 基礎控除額(330,000円)

※固定資産税額は、当該年度の土地及び家屋に係る部分の額となります。

※課税限度額 世帯あたり1年間に課税できる限度額のこと、合計で**93万円**が国民健康保険税の最高額となります。

★**リストラにあった方(非自発的失業者)の給与所得については、給与所得控除後の金額に30/100を乗じて得た金額から33万円を差し引いた額が課税標準額となります。(軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは4月25日付け「こくほ」をご確認ください。)**

### 国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割 の4つの合計額で算出されます。納税義務者は世帯主となります。なお、世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納税義務者は世帯主(擬制世帯主)になります。

$$\begin{matrix} \text{(イ) 医療分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ロ) 介護分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ハ) 支援分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} = \text{国民健康保険税} \\ \text{年 税 額}$$

- (イ) 医療分 …… 国保加入者の医療費に関する分(国保加入者全員に課税)
- (ロ) 介護分 …… 介護保険料に関する分(40才から64才までの国保加入者に課税)
- (ハ) 支援分 …… 後期高齢者医療に関する支援分(国保加入者全員に課税)

#### 【月割課税制度について】

- 国民健康保険税は、その年の4月1日から、翌年3月31日までの期間について課税されます。(年度中に世帯員に異動等があった場合は、月割により再算定し課税されます。)
- 「転出」、「社会保険等に加入」等により、国民健康保険の資格を喪失した場合は、「月割による減額」となります。
- 「転入」、「社会保険等を離脱」等により、国民健康保険の資格を取得した場合は、「月割による増額」となります。
- 転入された方の所得の状況について、「前住所地」へ所得照会をするため、最初は「所得割額が反映されていない納税通知書」が送付されますが、所得が判明した次の月以降に「更正された納税通知書」が送付されます。

### 国民健康保険税の特別徴収(年金天引)について

#### 対象となる方

- ① 国保被保険者全員が65歳以上74歳までの世帯の世帯主
- ② 公的年金額が年間18万円以上の世帯主
- ③ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年間年金受給額の1/2を超えない世帯主

#### 対象とならない方

- ① 年度の途中で世帯主が75歳になる場合
- ② 世帯主が変更となった場合
- ③ 世帯へ新たに65歳未満の方が国保加入した場合
- ④ 社会保険等への加入又は生活保護開始などにより、国保資格を喪失した場合
- ⑤ 年度の途中で国民健康保険税額が減額となった場合
- ⑥ 国民健康保険税の納付方法を年金天引から口座振替に変更する申出書を税務課へ提出した場合

#### ★特別徴収の方法について

##### ◆既に特別徴収されている方

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収額	前年度の2月と同額(仮徴収分)			年税額から、仮徴収した額を差し引き三等分した額(本徴収分)		

◆今年度新たに特別徴収となる方「国民健康保険税特別徴収通知書」にてお知らせしています。  
※納税通知書による納付はできませんので、あらかじめご了承ください。

### 低所得者に対する軽減措置について

世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得が、一定基準以下であれば国民健康保険税(医療分・介護分・支援分)の「均等割額・平等割額」が軽減されます。なお、この軽減を受けるために国保被保険者からの申請は不要です。ただし、未申告者など所得が不明な世帯は軽減が受けられませんので、所得がない方についても、その旨必ず申告してください。

軽減割合	判定基準
7割	世帯の総所得が330,000円以下
5割	世帯の総所得が275,000円×(被保険者数)+330,000円以下 例 1人世帯→605,000円以下 2人世帯→880,000円以下 3人世帯→1,155,000円以下 4人世帯→1,430,000円以下
2割	世帯の総所得が500,000円×(被保険者数)+330,000円以下 例 1人世帯→830,000円以下 2人世帯→1,330,000円以下 3人世帯→1,830,000円以下 4人世帯→2,330,000円以下

- ※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定されます。
- ※満65歳以上の年金収入のある方については、所得金額から特別控除(15万円)を差し引いた額で判定されます。
- ※国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の場合、世帯主の所得と国保加入者の合計所得で判定されます。
- ※譲渡所得は「特別控除前」で軽減判定されますが、保険税は「特別控除後」で算定します。
- ※事業主は「専従者給与控除前」の所得で軽減判定されますが、保険税は「専従者給与控除後」で算定します。

### 社会保険等で扶養されていた方の国民健康保険税の減免について

現在、社会保険等(国保組合は含まない)に加入していて、75歳の誕生日を迎えた方(一定の障害のある方は65歳以上)は、「後期高齢者医療制度」に移行します。それにともない社会保険等の被扶養者であった方が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その扶養されていた方(国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の方)について**当分の間減免を受けることができます。**

なお、この減免を受けるためには申請が必要となりますので、印かんをご持参のうえ税務課、各総合支所総合窓口係(税務担当)まで申請してください。

- ① 所得割額、資産割額については、所得や資産にかかわらず賦課しない。(軽減判定をするときは、扶養されていた方の所得も含めて判定する。)
- ② 均等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)
- ③ 社会保険等の被扶養者になっていた方のみ世帯は、平等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)

問い合わせ：財政部 税務課 市民税係 電話35-2111 内線 2252~2260



# 乳幼児医療費給付制度について

## 対象

0歳児から6歳児（小学校入学まで）を養育している保護者の方。

## 給付の概要

受給資格証を提示していただくと、医療機関で保険診療費の支払いがありません。  
※提示し忘れた場合であっても、申請すると償還払いで還付されます。



## ご注意

- 受給資格証は国民健康保険・社会保険に関わらず毎回必ず医療機関にご提示ください。（未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。）
- 社会保険に加入している方は、入院時に限度額適用認定証の提示が必要です。限度額適用認定証は保険者から発行されます。（未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。）
- 市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ず返却してください。（郵送返却可）  
転出後に受給資格証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 保険証の種類・番号・保護者氏名・振込先口座などに変更があった場合は、その月内に必ず市役所への届出をお願いします。
- 健診・予防接種・薬の容器代など保険適用外の費用は対象となりません。

現物給付の取扱をしていない医療機関（整骨院、県外の医療機関等）での受診をした場合や、受給資格証の未提示等により、医療機関窓口での支払があった場合。

「領収書（1ヵ月分をまとめて）」「受給資格証」「認印」を持参して市へ請求してください。（郵送可）  
※郵送請求の方は「領収書（原本）」「受給資格証のコピー」「保険証のコピー」、領収書の返送を希望する方は、「返信用切手・封筒」を同封し下記問合せ先へ郵送してください。  
※診療の翌月から3ヵ月間申請できます。（4月受診の場合申請できるのは5月、6月、7月です。）  
※期間を過ぎると申請できなくなりますので、お気をつけください。

## 受給資格者証の更新について

資格証は毎年8月1日に自動更新され、保護者の所得が確認できた方には新しい受給資格証が送付されます。なお、保護者の所得が確認できない場合は自動更新ができませんので、所得が無い方についても申告をお願いします。

# 出産育児一時金について

## 1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は40万4千円））が支給されます。  
また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。  
※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

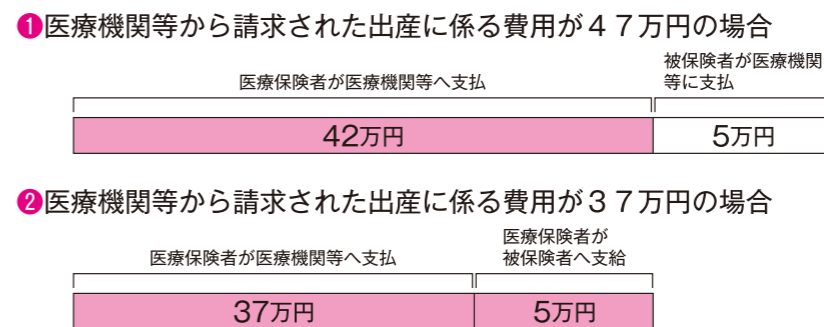
## 2 直接支払制度・受取代理制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。）

なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者として書面を取り交わす必要があります。

- ※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。）。
- ※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うことになります。また、42万円未満の場合は、その差額を医療保険者に請求することになります。

### 例



## ●●直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

## ●●直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・医療機関直接支払制度合意文書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主義の通帳

## ●●受取代理制度を利用する場合に必要なもの（出産前の届出となります）

- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
  - ・国民健康保険被保険者証（出産される方のもの）
  - ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
  - ・印かん
  - ・世帯主義の通帳
- ※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

# 妊産婦の方に医療費が助成されます 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

- 対象者** 国民健康保険に加入している妊産婦の方
- 内容** 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（妊婦健診を除く保険診療分（外来のみ））が無料となります。
- 期間** 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで
- 手続** 健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。  
なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後に交付されます。

## 例 妊娠の届出が平成30年7月20日、出産予定日が平成31年2月15日の方の場合

平成30年7月20日から平成31年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分（外来のみ））を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）